

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)
対象条項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産(地方税法第349条の3第27項) 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産(地方税法第349条の3第28項) 事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産(地方税法第349条の3第29項)
対象施設等	家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業、利用定員が5人以下の事業所内保育事業所
設定した割合 及び参酌基準	1) 設定した割合 3分の1 2) 参酌基準 2分の1
上記1)の割合 とした理由	待機児童対策については本市の最重要施策として、認可保育所や地域型保育事業の整備、保育人材の確保などあらゆる手法によりこの間取り組んできており、待機児童数は年々減少してきているものの解消には至っていないことから、今後も保育施設整備をはじめ、あらゆる施策により待機児童の解消を目指す必要がある。 あらゆる施策の中でも保育施設整備による入所枠拡大については特に重要であることから、地方税法では課税標準の特例割合を1/2を基準として1/3以上2/3以下の範囲内で市町村が条例で定めることとされているところ、大阪州市税条例においてその割合を1/3と固定資産税等を最大限軽減することで、家庭的保育事業所等の整備を進めていくこととしている。
施策推進のための 取組み	1) 対象施設等の設置数等の状況と今後見込 前回検証時(令和5年1月1日時点): 9件 現在(令和6年1月1日時点): 10件(事業所内保育事業所 +1) 今後見込(令和7年1月1日時点): 10件 2) 本特例措置以外で行っている支援施策(補助金等) ・認可保育所設置促進(施設整備補助、保育施設用地提供者への固定資産税相当額補助、建物賃借料にかかる補助) ・認定こども園移行、地域型保育事業所設置促進(施設整備補助) ・認可外保育施設から認可保育施設移行促進(施設整備補助、運営費補助、移転費補助) ・保育送迎バス事業補助 ・保育人材確保対策(保育士宿舎借上げ支援事業、新規採用保育士特別給付にかかる補助、保育所等におけるICT化の推進補助、保育補助者雇上げ強化事業補助、保育体制強化事業補助、保育士ウェルカム事業補助、保育士等の子どもの優先入所、潜在保育士の再就職支援事業、保育料一部貸付事業、未就学児のいる保育士の子どもの預かり支援事業、保育補助者雇上げ支援事業、保育士・保育所等支援センター)
減収見込額等 (※)	△50,200円

導入経費 (別途予算要求有)	なし
-------------------	----

※ 参酌基準により算出した額と、設定した特例割合により算出した額との差額を記載してください。

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内 容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	・ 具体的な指標、目標値① 待機児童の解消（＝待機児童数０人） ・ 具体的な指標・目標値② 新規開設事業者を実施するアンケート調査において、土地・建物等、固定資産税等の 軽減措置の対象となる資産を所有している事業者のうち、施設を設置、運営を実施して いく上で、固定資産税等の軽減措置が有益であったと回答する事業者の割合１００％
効果測定方法	・ 測定方法① 待機児童数（４月１日現在） ・ 測定方法② 新規開設事業者にアンケート調査を実施。
達成状況	・ 測定結果① 待機児童数（令和６年４月１日現在）２人 目標未達成であるが、昨年度待機児童数４人より減少しているので、一定の効果が 認められる。 ・ 測定結果② 当初利用定員が６人以上で非課税だったが、５人以下に変更となったことで課税対象 となり、軽減措置の対象となったため、アンケート未実施。

効果の評価		理由
十分効果をあげている	☐	本制度のおかげで、家庭的保育事業所の設置が促進され、この間待機児童減少の一助となっている。本制度がなくなると、事業者の運営に影響をおよぼすため廃止する者が出る可能性も想定でき、結果として待機児童の増加につながる可能性がある。 待機児童数は本措置の効果もあり制度導入以降減少してきている H29:325人→H30:65人→H31:28人→R2:20人→R3:14人→R4:4人→R5:4人→R6:2人 (各年4月1日現在)
一定の効果をあげている	☒	
効果に疑問がある	☐	
その他	☐	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	公益上の必要性	■	☐	・待機児童の解消については、本市の最重要施策であり、あらゆる施策を活用して取り組んでいくこととしている。そのため、わがまち特例の特例率について法律で認められている範囲内で最大限活用することに伴う税収減よりも、これをインセンティブとした家庭的保育事業等の整備促進の公益性の方が高いと考えられる。
2	手段の妥当性	■	☐	・待機児童は都市部等において深刻な状況にある等、地域間の差が大きいことから、市町村が地域の実情を反映できるよう、わがまち特例が導入されているところ、待機児童の解消は本市の最重要施策であり、あらゆる施策を活用して取り組んでいくこととしている中で、最大限の特例措置を講じることは妥当であると考えられる。 ・児童の保護者ニーズがあり、今後も保育需要が高いと考えられるため、参酌基準を上回る1／3の軽減率を設定することが妥当である。
3	他の施策との関係	■	☐	・待機児童の解消に向けては、認可保育所や小規模保育事業所（定員6人以上）に対する整備補助等、あらゆる施策を複合的に講じる必要があるため、税の特例措置も最大限活用する必要がある。
4	減収見込額の妥当性	■	☐	（前回検証時見込額） ・減収額については、当初見込みから12,900円乖離している。 （前回見込50,200円 → 実績63,100円） 乖離が生じた要因は、対象施設が増え、課税額の変更が生じたことである。 （今後見込額） ・見込方法を令和6年度実績額から算出することし、令和7年度の減収見込額を63,100円と見込む。

(5) 今後の方向性

☒ 現行のまま継続	→ → →	→ → →
☐ 見直したうえで継続		
☐ 廃止する		
☐ その他		

その他の内容

現行のまま継続する理由

待機児童対策については本市の最重要施策としてこの間取り組んできており、待機児童数は年々減少してきているものの、解消には至っていないことから、今後も保育施設利用枠の拡大に努めるとともに、この間の実績はないものの家庭的保育事業所等の様々な保育資源も有効に活用しながら、子育て世代の視点に立ったサービスを展開し、あらゆる手段を講じて待機児童の解消を目指す必要がある。

見直しの理由及び内容

見直しの時期

廃止の理由

廃止の時期

終期設定	☐ 終期到来により廃止	次回検証年度(予定)
令和 8 年度	☒ 終期到来時に再検討	令和 8 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

・ 待機児童数は、本軽減措置の効果もあり減少してきており、一定の効果があったと言えるため、(5)のこども青少年局の今後の方向性は妥当と考える。

・ 今後もPDCAの観点を踏まえ、政策効果の検証を十分に行い、各種の本市の施策との相乗効果に努めながら、政策目標の達成に取り組まれない。